

○ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令 (平成十年大蔵省令第二百二十四号)

<p>改正後</p>	<p>現行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 通則(第一条)</p> <p>第二章 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等(第一条の二―第一条の十五)</p> <p>第三章 保険契約者保護機構の行う資金援助等(第二条―第五十六条)</p> <p>第一章 通則</p> <p>第二章 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等</p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(法第二百四十五条に規定する内閣府令・財務省令で定める率)</p> <p>第一条の五 法第二百四十五条に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 第五十条の三第一項に規定する保険契約 九十パーセント</p> <p>二 第五十条の三第二項第一号及び第二号に掲げる保険の種類に属する保険契約 百パーセント</p>

(業務の一部を停止しないための申出)

第一条の五 保険管理人は、法第二百四十五条ただし書の規定による申出をしようとするときは、申出書に理由書(当該申出が特定補償対象契約以外の保険契約の解約に係る業務を停止しないことについてのものである場合にあっては、当該申出に係る保険契約が保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものであることその他の当該申出が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないことを示す事項を記載するものとする。)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(法第二百四十五条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)

第一条の六 法第二百四十五条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号に掲げる権利(同条第一号に規定する保険金請求権その他の政令で定める権利に限る。)の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 第五十条の三第一項第一号に掲げる保険契約(以下「元受生命保険契約」という。)に係る権利 九十パーセント
- 二 第五十条の三第一項第二号に掲げる保険契約(第一条の六の三

三 第五十条の三第二項第三号から第八号までに掲げる保険の種類に属する保険契約 九十パーセント

(業務の一部を停止しないための申出)

第一条の六 保険管理人は、法第二百四十五条ただし書の規定による申出をしようとするときは、申出書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

第一項第一号に規定する短期傷害保険契約、同項第二号に規定する非年金型疾病・傷害保険契約の積立部分及び同項第三号に規定する特定海外旅行傷害保険契約に該当するものを除く。以下「疾病・傷害保険契約」という。）に係る権利 九十パーセント

三 第一条の六の三第一項第一号に規定する短期傷害保険契約又は同項第三号に規定する特定海外旅行傷害保険契約に係る権利 八十パーセント。ただし、次条第一項に規定する期間が終了するまでに保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第三十六条の四第一号又は第二号に掲げる権利に係る保険事故が発生した場合における当該権利（第六号並びに第五十条の五第一項第三号及び第六号において「損害てん補等の特定請求権」という。）にあつては、百パーセント。

四 第一条の六の三第一項第二号に規定する非年金型疾病・傷害保険契約の積立部分に係る権利 八十パーセント

五 第五十条の三第一項第三号及び第四号に掲げる保険契約（以下「自賠償保険契約等」という。）に係る権利 百パーセント

六 第五十条の三第一項第五号及び第六号に掲げる保険契約（以下「損害てん補保険契約」という。）に係る権利 八十パーセント
ただし、損害てん補等の特定請求権にあつては、百パーセント⁹⁾

2) 前項の規定にかかわらず、元受生命保険契約又は疾病・傷害保険契約（以下「元受生命保険契約等」という。）のうち第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当するものについては、当該

高予定利率契約に該当する元受生命保険契約等に係る法第二百四十五
条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号
に掲げる権利（同条第一号に規定する保険金請求権その他の政令で
定める権利に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 元受生命保険契約等（次号に掲げるものを除く。）に係る権利
九十パーセントから補償控除率を減じた率

二 疾病・傷害保険契約の積立部分（保険契約のうち規則第二十六
条第一項（規則第六十三条において準用する場合を含む。）に規
定する積立勘定に係る部分をいう。以下同じ。）に係る権利 九
十パーセントから補償控除率を減じた率

3 前項、第五十条の五第二項及び第三項並びに第五十条の十四第二
項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

一 補償控除率 第五十条の五第三項に規定する予定利率のうち
基準利率を超える部分を基礎として金融庁長官及び財務大臣が
定めるところにより算出される率をいう。

二 基準利率 法第二百六十二条第二項各号に掲げる免許の種類
ごとに、当該免許の種類に属する免許を受けたすべての保険会社
（令第三十七条の二に規定する保険会社を除く。）の過去五事業
年度における年平均運用利回り（過去五事業年度における各事業
年度の運用利回りの総和を五で除して得た運用利回りをいう。）
を基準とし、かつ当該年平均運用利回りを超えるものとして金融
庁長官及び財務大臣が定める率をいう。

(法第二百四十五条第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める期間)

第一条の六の二 法第二百四十五条第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める期間は、同条本文(法第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)、法第二百五十条第五項本文、法第二百五十四条第四項本文又は法第二百五十五条の二第三項本文の規定により保険会社がその業務を停止した時から三月とする。ただし、この項本文に規定する期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

2| 金融庁長官は、前項本文の時後遅滞なく、同項に規定する期間及び当該期間の末日を官報その他の適当な方法で公告するものとする。

(特定補償対象契約)

第一条の六の三 法第二百四十五条第二号に規定する補償対象契約のうち保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものとして内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第五十条の三第一項第二号に掲げる保険契約のうち、次に掲げる事由に関する保険に係る保険契約(次号イ及びロにおいて「傷害保険契約」という。)であつて、保険期間が一年以内のもの(その締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の

(新設)

(新設)

心身の状況に関する事実又は事項（病院、診療所等における入院、通院等の状況その他の健康状態その他の心身の状況の徴ひようとなるものを含む。第三号において同じ。）が含まれないものに限る。以下「短期傷害保険契約」という。）

イ 傷害を受けたことを原因とする人の状態

ロ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ハ イに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として規則第五条に掲げるものを含む。）を受けたこと。

二 第五十条の三第一項第二号に掲げる保険契約（前号及び次に掲げるもの並びに次号に該当するものを除く。）の積立部分（以下「非年金型疾病・傷害保険契約の積立部分」という。）

イ 傷害保険契約（前号ハに掲げる事由に関する保険に係るもの又は保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、その保険料の払込みが行われる期間の終了した後の一定期間において定期的に返戻金を支払うことを主たる目的とする保険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（ロ又はハに掲げる保険契約に該当するものを除く。）

(1) 当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額（規則第二百十一条第一項第二号イに規定する転換価額を含む。以下このイにおいて同じ。）及びその運用によつて得られた収益の全部若しくは一部（当該保険契約があらかじめ約した払戻しに充てる金額に限る。）又は当該保険契約に係る返戻金を受け取る者のために通増的に積み立てられた金額（2）(ii)において「給付金原資」と総称する。）により返戻金の合計額

及び当該保険契約の解約による返戻金が定められるものであること。

(2) 当該保険契約の保険金額が、(i)から(iii)までに掲げる保険年度(当該保険契約の保険期間の始期の属する日(以下この(2)において「始期日」という。))又は年応当日(始期日の属する年の翌年以後の各年における当該始期日に応当する各日をいう。))から、当該始期日又は年応当日の直後の各年応当日の前日までの各期間(当該保険契約の保険期間内に限る。))をいう。以下この(2)において同じ。)の区分に並び、当該(i)から(iii)までに定める額であること。

(i) 最初の保険年度 (ii)に定める額の〇・三倍以下の額(保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約にあつては、(ii)に定める額以下の額)

(ii) 当該保険契約に係る保険料を払い込むべき期日のうち最終のものに属する保険年度以後の保険年度 給付金原資の額の一・五倍未満の額

(iii) (i)及び(ii)に掲げる保険年度以外の保険年度 (i)に定める額以上(ii)に定める額以下の範囲内において保険年度の経過に同じ逓増的に定められた額(保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約にあつては、(i)に定める額以上(ii)に定める額以下の範囲内において保険年度の経過に同じ逓増的に定められた額又は当該範囲内における一定の額)

ロ 傷害保険契約(前号ハに掲げる事由に関する保険に係るもの

を除く。)のうち、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第一項第二号の二、同条第二項第三号及び同条第四項第三号に定めるもの

ハ 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二十三条第一項前段(同法第七十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める運用の方法に該当する保険料の払込みに係る保険契約

三 第五十条の三第一項第二号に掲げる保険契約のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間に発生した事由に関し保険金が支払われるもの(その締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に、被保険者の過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。以下「特定海外旅行傷害保険契約」という。)

四 第五十条の三第一項第四号に掲げる保険契約及び損害てん補保険契約

2 | 一の保険契約(法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社に係るものに限る。以下この項において同じ。)に係る責任準備金が法第四条第二項第四号に掲げる書類に定めた区分ごとに積み立てられている場合には、当該区分に対応する保険契約若しくはこれに付された保険特約又はこれらに含まれる条項をそれぞれ独立の保険契約又は積立部分とみなして、前項の規定を適用する。

(計画の承認)

第一条の八 保険管理人は、法第二百四十七条第二項又は第四項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 被管理会社が損害保険会社又は外国損害保険会社等である場合にあつては、当該被管理会社に係る補償対象契約の数及びその把握のために用いた方法に関する事項

四 (略)

(解約返戻金に類するものとして内閣府令・財務省令で定める給付金)

第一条の九の二 法第二百五十条第一項に規定する解約返戻金に類するものとして内閣府令・財務省令で定める給付金は、次に掲げるものとする。

一 前納した保険料のうち払込期の到来していないもの(保険契約者の意思に基づいて支払われるものに限る。)

二 契約者配当(法第百十四条第一項に規定する契約者配当をいう。第五十三条第四号において同じ。)に係る配当金又は社員に対して分配された剰余金(いずれも保険契約者の意思に基づいて支払われるものに限る。)

三 保険契約者の請求に基づく保険期間、保険金額その他の保険契約の内容の変更又は引受割合若しくは引受金額の変更に伴い支払われ、又は移管される未経過保険料又は払戻積立金

(計画の承認)

第一条の八 保険管理人は、法第二百四十七条第二項又は第四項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

(保険契約の移転等の公告の付記事項)

第一条の十 法第二百五十一条第一項及び第二百五十五条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 第一条の六の二第一項に規定する期間及び当該期間が満了しているかどうかの別

二 法第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容(次に掲げるものを含むものとする。)

イ 第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当する元受生命保険契約等についての同条第二項の適用に関する事項

ロ 責任準備金、予定利率その他の契約条件の変更と保険契約者(保険金その他の給付金を受け取るべき者を含む。)の保険金、返戻金その他の給付金に係る権利の変更との関係に関する事項(当該関係を图示したものを含む。)

三 法第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更を必要とする理由

(契約条件の変更に係る公告事項)

第一条の十三 法第二百五十五条の四第一項に規定する内閣府令・財

(保険契約の移転等の公告の付記事項)

第一条の十 法第二百五十一条第一項及び第二百五十五条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、法第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容及び当該変更を必要とする理由とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(契約条件の変更に係る公告事項)

第一条の十三 法第二百五十五条の四第一項に規定する内閣府令・財

務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 第一条の六の二第一項に規定する期間及び当該期間が満了しているかどうかの別

三 法第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容(次に掲げるものを含むものとする。)

イ 第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当する元受生命保険契約等についての同条第二項の適用に関する事項

ロ 責任準備金、予定利率その他の契約条件の変更と保険契約者(保険金その他の給付金を受け取るべき者を含む。)の保険金返戻金その他の給付金に係る権利の変更との関係に関する事項(当該関係を図示したものを含む。)

四 法第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更を必要とする理由

第三章 保険契約者保護機構の行う資金援助等

(委員会の組織)

第八条 (略)

2~4 (略)

5 委員長及びその他の委員の氏名及び主要な経歴は、法第二百六十

務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二 法第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容及び当該変更を必要とする理由

(新設)

(新設)

(委員会の組織)

第八条 (略)

2~4 (略)

(新設)

五条の三十八第一項に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）に記載するものとする。

（委員会の議事録）

第十二条の二 委員会を開いたときは、議事録を作成するものとする⁹。

2| 議事録には、会議の日時、場所、出席者の氏名、議題、審議の概要及び審議の結果を記載する。

3| 委員会の会議の日時、議題、審議の結果その他の開催状況は、事業報告書に記載するものとする。ただし、委員会及び機構が必要と認めるときは、委員会の開催状況のうち審議の結果については、当該委員会の開催された事業年度の翌事業年度以後の事業年度に係る事業報告書に記載することができる。

（審査会の組織）

第十五条 （略）

2～4 （略）

5| 会長及びその他の委員の氏名及び主要な経歴は、事業報告書に記載するものとする。

（審査会の議事録）

第十九条の二 審査会を開いたときは、議事録を作成するものとする⁹。

2| 議事録には、会議の日時、場所、出席者の氏名、議題、審議の概

（新設）

（審査会の組織）

第十五条 （略）

2～4 （略）

（新設）

（新設）

要及び審議の結果を記載する。

3| 審査会の会議の日時、議題、審議の結果その他の開催状況は、事業報告書に記載するものとする。ただし、審査会及び機構が必要と認めるときは、審査会の開催状況のうち審議の結果については、当該審査会の開催された事業年度の翌事業年度以後の事業年度に係る事業報告書に記載することができる。

(業務規程の記載事項)

第二十五条 法第二百六十五条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 法第二百七十条の二の規定による破綻保険会社の財産の評価に係る業務に関する事項

(事業報告書)

第三十七条 事業報告書には、第八条第五項、第十二条の二第三項、第十五条第五項及び第十九条の二第三項の規定により記載すべき事項のほか、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(財務諸表等の備置期間)

第三十九条の二 法第二百六十五条の三十九第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める期間は、十年間とする。

(業務規程の記載事項)

第二十五条 法第二百六十五条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 法第二百七十条の二に規定する破綻保険会社の財産の評価に関する事項

(事業報告書)

第三十七条 法第二百六十五条の三十八第一項の事業報告書には、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(財務諸表等の備置期間)

第三十九条の二 法第二百六十五条の三十九第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める期間は、五年間とする。

(保険契約の承継等を申し込むことができる場合)

第四十八条の二 法第二百六十七条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかとする。

一 救済保険会社又は救済保険持株会社等が現れる見込みがないことにより保険契約の移転等を行うことが困難な場合

二 破綻保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社である場合であつて、救済保険持株会社等(当該破綻保険会社に係る法第二百七十一条の十第一項の認可又は法第二百七十一条の十八第一項の認可(以下この号及び次条第二号において「保険主要株主認可等」という。))を既に受けた者を除く。)が当該破綻保険会社に係る保険主要株主認可等を早期に受ける見込みがないこと及び当該救済保険持株会社等を除き救済保険会社又は救済保険持株会社等が現れる見込みがないことにより保険契約の移転等を行うことが困難な場合

(保険契約の承継等の申込みを行う場合に提出すべき資料)

第四十八条の三 法第二百六十七条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める資料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

一 前条第一号に掲げる場合において保険契約の承継等の申込みを行う場合 保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料及び救済保険会社又は救済

(新設)

(新設)

保険持株会社が現れる見込みがないことを示す資料

二 前条第二号に掲げる場合において保険契約の承継等の申込みを行う場合 前条第二号の救済保険持株会社等が破綻保険会社に係る保険主要株主認可等を早期に受ける見込みがないことを示す資料及び前条第二号の救済保険持株会社等を除き救済保険会社又は救済保険持株会社が現れる見込みがないことを示す資料

(保険契約の移転等における適格性の認定の申請)

第四十八条の四 (略)

(補償対象契約)

第五十条の三 法第二百七十条の三第二項第一号(法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。以下この条から第五十条の五までにおいて同じ。)に規定する内閣府令・財務省令で定める保険契約は、日本における元受保険契約(保険契約のうち再保険契約を除いたものをいう。)のうち次の各号に掲げるもの(運用実績連動型保険契約(規則第七十四条第一号又は第五百五十三条第一号に掲げる運用実績連動型保険契約をいう。))のうち規則第七十五条の二第一項に規定する特定特別勘定に係る部分を除く。)とする。

一 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約又は同条第五項第三号に掲げる保険に係る保険契約(主契約(当該保険契約のうち当該保険契約に付された保険特約以外の部分をいう。))が当該保険に係る保険契約をいう。)

(保険契約の移転等における適格性の認定の申請)

第四十八条の二 (略)

(補償対象契約)

第五十条の三 破綻保険会社が法第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号(法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。以下この条から第五十条の五までにおいて同じ。)に規定する内閣府令・財務省令で定める保険契約は、日本における元受保険契約(保険契約のうち再保険契約を除いたものをいう。以下同じ。)とする。

2 破綻保険会社が法第二百六十二条第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険の種類に属する日本における元受保険契約(第四号から第七号までに掲げる保険の種類に属する保険契約に

- 二 法第三条第四項第二号又は同条第五項第二号に掲げる保険に係る保険契約
 - 三 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の自動車損害賠償責任保険の契約（次条第二項第二号において「自動車損害賠償責任保険契約」という。）
 - 四 地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約（次条第二項第三号において「地震保険契約」という。）
 - 五 規則第八十三条第三号に規定する自動車保険契約
 - 六 法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（前三号に掲げる保険契約を除き、保険契約者が個人、小規模法人又は建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三条若しくは第六十五条に規定する団体（主として住居としての用途に供するものの管理を行うためのものに限る。以下「管理組合」という。）であるもの（保険契約者が個人、小規模法人又は管理組合以外の者である保険契約であつて、その被保険者である個人、小規模法人又は管理組合がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者に係る部分を含む。）に限る。）
- 2 | 前項第六号に規定する「小規模法人」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 第一条の六の二第一項本文の時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員（次号において「常用従業員等」と総称す

- については、保険契約者が、個人、中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三条に規定する団体（主として住居としての用途に供するものの管理を行うためのものに限る。）である保険契約に限る。）とする。
- 一 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づき自動車損害賠償責任保険（次条第二項第二号において「自動車損害賠償責任保険」という。）
 - 二 地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）の規定に基づき地震保険（次条第二項第三号において「地震保険」という。）
 - 三 自動車保険
 - 四 火災保険
 - 五 火災相互保険
 - 六 建物更新保険
 - 七 満期戻長期保険
 - 八 法第三条第四項第二号又は同条第五項第三号に掲げる保険

る。)の数が二十人以下の日本法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含み、管理組合のうち建物の区分所有等に関する法律第三条に規定する管理者(同法第四十九条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))に規定する理事を含む。)が置かれているものを除く。)

二 第一条の六の二第一項本文の時にあって、常用従業員等の数が二十人以下の外国法人(外国の法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)であつてその日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の当該保険契約に係るもの

3 第一項第六号の規定にかかわらず、同号に掲げる保険契約のうち、保険契約者が個人、小規模法人又は管理組合である保険契約であつて、その被保険者である個人、小規模法人又は管理組合以外の者がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもの(当該保険契約が同号に掲げる保険契約に該当することとなることを専ら目的として、当該個人、小規模法人又は管理組合を保険契約者として締結されたものに限る。)は、補償対象契約に該当しないものとみなす。

4 一の保険契約(法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社に係るものに限る。以下この項において同じ。)に係る責任準備金が法第四条第二項第四号に掲げる書類に定めた区分ごとに積み立てられている場合には、当該区分に対応する保険契約若しくはこれに付された保険特約又はこれらに

含まれる条項をそれぞれ独立の保険契約とみなして、第一項の規定を適用する。

(特定責任準備金等)

第五十条の四 (略)

2 破綻保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、契約条件の変更の対象となる保険契約に係る次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 自動車損害賠償責任保険契約に係る責任準備金
- 三 地震保険契約に係る責任準備金
- 四 六 (略)

(法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)

第五十条の五 法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 元受生命保険契約 九十パーセント
- 二 疾病・傷害保険契約 九十パーセント
- 三 短期傷害保険契約又は特定海外旅行傷害保険契約 八十パー

(特定責任準備金等)

第五十条の四 (略)

2 破綻保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、契約条件の変更の対象となる保険契約に係る次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金
- 三 地震保険に係る責任準備金
- 四 六 (略)

(法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)

第五十条の五 法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 第五十条の三第一項に規定する保険契約 九十パーセント
- 二 第五十条の三第二項第一号及び第二号に掲げる保険の種類に属する保険契約 百パーセント

セント。ただし、損害てん補等の特定請求権に係る支払に充てるために留保されるべき特定責任準備金等（法第二百七十条の第三項第一号に規定する特定責任準備金をいう。第六号、第四項並びに次条第二号及び第三号において同じ。）については、百パーセント。

四 非年金型疾病・傷害保険契約の積立部分 八十パーセント

五 自賠償保険契約等 百パーセント

六 損害てん補保険契約 八十パーセント。ただし、損害てん補等の特定請求権に係る支払に充てるために留保されるべき特定責任準備金等については、百パーセント。

2| 前項の規定にかかわらず、元受生命保険契約等のうち高予定利率契約に該当するものに係る法第二百七十条の第三項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定める率（当該率が基準弁済見込率を下回る場合にあつては、基準弁済見込率）とする。

一 元受生命保険契約等（次号に掲げるものを除く。） 九十パーセントから補償控除率を減じた率

二 疾病・傷害保険契約の積立部分 九十パーセントから補償控除率を減じた率

3| 前項に規定する「高予定利率契約」とは、その保険料及び責任準備金（疾病・傷害保険契約の積立部分にあつては、当該積立部分に係る保険料及び責任準備金）の算出の基礎となる予定利率（複数の払込期に係る保険料を一括して払い込むこととする場合における当

三 第五十条の第三項第三号から第八号までに掲げる保険の種類に属する保険契約 九十パーセント

（新設）

（新設）

該一括払込保険料が係数を基礎として算出されている場合にあつては、当該係数の算出の基礎となる予定利率が基準利率を過去五年間常に超えていた保険契約（保険期間（保険期間の更新又は延長）当該更新又は延長前の保険契約の条項に基づくものに限る。以下この項において同じ。）をすることができる保険契約にあつては、当該更新又は延長後の保険期間を含む通算保険期間が五年を超えるものに限る。）をいう。

4| 第二項本文に規定する「基準弁済見込率」とは、破綻保険会社につき、法第二百七十条の三第二項第二号（法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。）に掲げる額（商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第三十三条前段、規則第三十二条の九前段、会社更生法施行規則（平成十五年法務省令第十四号）第一条第三項前段又は金融機関等の更生手続等の特例に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十九号）第四条第三項前段の規定により当該破綻保険会社に係る救済保険会社若しくは承継保険会社又は当該破綻保険会社につき計上されるべきのれんの額がある場合にあつては、当該のれんの額を含むものとする。）を特定責任準備金等の額で除して得た率とする。

（法第二百七十条の三第二項第二号に定める内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額）

第五十条の六 法第二百七十条の三第二項第二号（法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に定める内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額は

（新設）

（法第二百七十条の三第二項第二号に定める内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額）

第五十条の六 法第二百七十条の三第二項第二号（法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。）に定める内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額は、第一号に掲げる額に

、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額（破綻保険会社に係る保険契約の一部に係る保険契約の移転について資金援助を行う場合においては、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に第三号に掲げる割合を乗じて得た額）とする。

一（略）

二 補償対象契約に係る特定責任準備金等の額を保険契約に係る特定責任準備金等の額で除して得た割合

三（略）

（法第二百七十条の三第一項の決定をしたときの報告事項）

第五十条の七の二 法第二百七十条の三第三項（法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する法第二百七十条の三第一項又は法第二百七十条の三の二第六項の決定に係る事項として内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 法第二百七十条の三第一項又は法第二百七十条の三の二第六項の決定をした旨及び当該決定に係る資金援助の内容（当該資金援助に係る破綻保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社である場合にあっては、当該破綻保険会社に係る補償対象契約の数及びその把握のために用いられた方法に関する事項を含むものとする。）

第二号に掲げる割合を乗じて得た額（破綻保険会社に係る保険契約の一部に係る保険契約の移転について資金援助を行う場合においては、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に第三号に掲げる割合を乗じて得た額）とする。

一（略）

二 補償対象契約に係る特定責任準備金等（法第二百七十条の三第二項第一号に規定する特定責任準備金をいう。以下この号及び次号において同じ。）の額を保険契約に係る特定責任準備金等の額で除して得た割合

三（略）

（新設）

- 二 法第二百七十条の三第一項又は法第二百七十条の三の二第六項の決定に係る委員会の会議の概要その他の当該決定に係る過程
- 三 その他参考となるべき事項

(協定承継保険会社に生じた損失の金額)

第五十条の八 令第三十七条の四の二第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額を控除した残額とする。

一 三 (略)

2 (略)

(法第二百七十条の三の十四第一項の決定をしたときの報告事項)

第五十条の九の二 法第二百七十条の三の十四第二項において準用する法第二百七十条の三第三項に規定する法第二百七十条の三の十四第一項の決定に係る事項として内閣府令・財務省令で定めるものについては、第五十条の七の二(第一号括弧書を除く。)の規定を準用する。

(法第二百七十条の五第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)

第五十条の十一 第五十条の五の規定は、法第二百七十条の五第二項

(協定承継保険会社に生じた損失の金額)

第五十条の八 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。)第三十七条の四の二第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額を控除した残額とする。

一 三 (略)

2 (略)

(新設)

(法第二百七十条の五第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)

第五十条の十一 第五十条の五の規定は、法第二百七十条の五第二項

第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率について準用する。
。この場合において、第五十条の五第四項中「法第二百七十条の三第二項第二号（法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。）に掲げる額（商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第三十三条前段、規則第三十二条の九前段、会社更生法施行規則（平成十五年法務省令第十四号）第一条第三項前段又は金融機関等の更生手続等の特例に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十九号）第四条第三項前段の規定により当該破綻保険会社に係る救済保険会社若しくは承継保険会社又は当該破綻保険会社につき計上されるべきのれんの額がある場合にあつては、当該のれんの額を含むものとする。」とあるのは「法第二百七十条の五第二項第二号に掲げる額」と読み替えるものとする。

（法第二百七十条の六の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める率）

第五十条の十四 法第二百七十条の六の八第二項本文に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する保険金請求権等（以下この条において「保険金請求権等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 元受生命保険契約に係る保険金請求権等 九十パーセント
- 二 疾病・傷害保険契約に係る保険金請求権等 九十パーセント
- 三 短期傷害保険契約又は特定海外旅行傷害保険契約に係る保険金請求権等 八十パーセント。ただし、第一条の六の二第一項に

第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率について準用する。
。

（法第二百七十条の六の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める率）

第五十条の十四 法第二百七十条の六の八第二項本文に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号に掲げる保険契約の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 第五十条の三第一項に規定する保険契約 九十パーセント
- 二 第五十条の三第二項第一号及び第二号に掲げる保険の種類に属する保険契約 百パーセント
- 三 第五十条の三第二項第三号から第八号までに掲げる保険の種

類に属する保険契約 九十パーセント

規定する期間が終了するまでに保険金請求権等のうち令第三十七條の四の五第一号又は第二号に掲げる権利に係る保険事故が発生した場合における当該権利(第六号において「損害てん補等の特定買取対象請求権」という。)にあつては、百パーセント。

四 非年金型疾病・傷害保険契約の積立部分に係る保険金請求権等 八十パーセント

五 自賠償保険契約等に係る保険金請求権等 百パーセント

六 損害てん補保険契約に係る保険金請求権等 八十パーセント。
ただし、損害てん補等の特定買取対象請求権にあつては、百パーセント。

2 前項の規定にかかわらず、元受生命保険契約等のうち第五十條の

五第三項に規定する高予定利率契約に該当するものについては、当該高予定利率契約に該当する元受生命保険契約等に係る法第二百七十條の六の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める率は、次の各号に掲げる保険金請求権等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 元受生命保険契約等(次号に掲げるものを除く。)に係る保険金請求権等 九十パーセントから補償控除率を減じた率

二 疾病・傷害保険契約の積立部分に係る保険金請求権等 九十パーセントから補償控除率を減じた率

(保険契約者等に対する資金の貸付けの対象となる保険契約)

第五十二條 法第二百七十條の八第一項に規定する内閣府令・財務省

(新設)

(保険契約者等に対する資金の貸付けの対象となる保険契約)

第五十二條 法第二百七十條の八第一項に規定する内閣府令・財務省

令で定める保険契約は、補償対象契約の範囲内で機構が定める保険契約（元受生命保険契約等のうち第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当するものを含むものとする。）であつて、次条に規定する権利を有することとなる者が個人である保険契約とする。

（法第二百七十条の八第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める権利）

第五十三条 法第二百七十条の八第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一～三 （略）

四 契約者配当に係る配当金又は社員に対して分配された剰余金を請求する権利（前三号に掲げるものと同時に請求する場合には限る。）

附 則

（生命保険契約者保護機構に納付されていない額）

第三条の六 令附則第五条に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を控除した残額に相当する金額とする。

令で定める保険契約は、補償対象契約の範囲内で機構が定める保険契約であつて、次条に規定する権利を有することとなる者が個人である保険契約とする。

（法第二百七十条の八第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める権利）

第五十三条 法第二百七十条の八第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一～三 （略）

（新設）

附 則

（生命保険契約者保護機構に納付されていない額）

第三条の六 令附則第五条に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を控除した残額に相当する金額とする。

一 協定の締結をした日の属する事業年度から当該事業年度の前事業年度まで（以下この条において「計算期間」という。）における令附則第四条に規定する利益額のうち限度額（法附則第一条の二の六の規定による損失の補てんを受けた額のうち当該損失の補てんのための法附則第一条の二の十三第一項及び第二項並びに第一条の二の十四第一項の規定による政府の補助に係る金額の計算期間の合計額から、法附則第一条の二の四第一項第二号の規定により既に納付した金額の計算期間の合計額を控除した金額をいう。）を超える額

二・三 （略）

（令附則第九条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるもの）
第五条 令附則第九条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 特定会員（法附則第一条の二の十三第一項に規定する特定会員をいう。）、 特別会員（法附則第一条の二の十三第二項に規定する特別会員をいう。）、 又は特例会員（法附則第一条の二の十四第一項に規定する特例会員をいう。）、 であつた清算保険会社（法第一百七十四条第九項に規定する清算保険会社をいう。）から生命保険契約者保護機構に納付された金銭の額

一 協定の締結をした日の属する事業年度から当該事業年度の前事業年度まで（以下この条において「計算期間」という。）における令附則第四条に規定する利益額のうち限度額（法附則第一条の二の六の規定による損失の補てんを受けた額のうち当該損失の補てんのための法附則第一条の二の十三第一項及び第二項の規定による政府の補助に係る金額の計算期間の合計額から、法附則第一条の二の四第一項第二号の規定により既に納付した金額の計算期間の合計額を控除した金額をいう。）を超える額

二・三 （略）

（令附則第九条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるもの）
第五条 令附則第九条第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 特定会員（法附則第一条の二の十三第一項に規定する特定会員をいう。）、 及び特別会員（法附則第一条の二の十三第二項に規定する特別会員をいう。）、 であつた清算保険会社（法第一百七十四条第九項に規定する清算保険会社をいう。）から生命保険契約者保護機構に納付された金銭の額

(生命保険契約者保護機構の提出書類)

第六条 令附則第十条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第一条の二の十五第一項から第三項までの規定により生命保険契約者保護機構が国庫へ納付する金額の計算の基礎を明らかにした書類

二 法附則第一条の二の十五第一項から第三項までの規定により国庫に納付する利益金に法附則第一条の二の四第一項第二号の規定により協定銀行が生命保険契約者保護機構に納付した利益が含まれている場合には、同号の規定により協定銀行が生命保険契約者保護機構に利益の納付をした日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表、協定銀行の当該直前の損益計算書及び生命保険契約者保護機構へ納付した金額の計算の基礎を明らかにした書類

(生命保険契約者保護機構の提出書類)

第六条 令附則第十条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第一条の二の十四第一項又は第二項の規定により生命保険契約者保護機構が国庫へ納付する金額の計算の基礎を明らかにした書類

二 法附則第一条の二の十四第一項又は第二項の規定により国庫に納付する利益金に法附則第一条の二の四第一項第二号の規定により協定銀行が生命保険契約者保護機構に納付した利益が含まれている場合には、同号の規定により協定銀行が生命保険契約者保護機構に利益の納付をした日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表、協定銀行の当該直前の損益計算書及び生命保険契約者保護機構へ納付した金額の計算の基礎を明らかにした書類